

2023年1月4日

RCEP 協定利用者 各位

日本商工会議所

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定における HS2022 に従った品目別規則の採択  
に伴う特定原産地証明書申請手続き等について（vol.3）

12月20日付でご案内のとおり、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（以下、「RCEP 協定」といいます）第2.6条の3に規定される、RCEP 原産国の特定に係る追加的な要件の対象となる品目（いわゆる「税率差特別ルール対象品目」）について、今般、**対象品目に関する原産品判定を新規に依頼される場合**における、第一種特定原産地証明書発給システム上での操作方法をまとめましたので、ご連絡いたします。

本操作方法は当面の暫定的な措置です。HS2022 での当該対象品目を入手次第、あらためてご案内いたしますのでよろしく願いいたします。

【操作方法】

①HS コード（6桁）入力欄に HS2022 のコード 6桁を入力

■関税分類番号(tariff classification number)及び 原産品名(Description of good(s))  
原産品判定の対象となる製品の関税分類番号（半角数字6桁）と原産品名（英字）を記入してください。

※原産地証明書に印字される原産品名は、輸入国の税関職員が識別できるよう記入してください。  
※ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。  
※この表記は、原産地証明書の Field 8. Number and kind of packages; and description of goods. に反映されます。  
※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、**2022年1月1日に改正された統一システム**の番号を記入してください。

(1)原産品判定を行う輸出製品のHSコード及び英文名称を入力してください。	
HSコード(6桁)	原産品判定対象の輸出製品名(英文)
<input type="text" value="020110"/>	<input type="text" value="xxxx2222test"/>

入力した HS2022 のコード 6桁については、発給システムで自動的に HS2012 のコード 6桁に変換します。**仕向国が「その他（すべての発行済の締約国で使用可能）」と表示されている場合**、HS2012 における税率差特別ルール対象品目に該当しないことから、**以下の②、③の操作は不要**です。

■仕向国

※仕向国は、RCEP 協定を批准している国かつ、原産品判定を行う輸出製品（HS コード）について税率差ルール（協定第2.6条）を定めている可能性のある国を選択することができます。当該輸出製品（HS コード）について第2.6条に規定されている国別の個別譲許を定めていない国を仕向国として判定依頼を行う場合は、その他を選択してください。  
※なお、RCEP 協定を批准していない国で国別の個別譲許を定めている原産品については、判定依頼を行うことができません。

仕向国	<input type="text" value="その他（すべての発行済の締約国で使用可能）"/>
-----	--

## ②HSコード2012（6桁）のプルダウンから、該当するHS2012のコードを選択

### ■税率差ルール（協定第2.6条）

※当該製品のHSコードは、税率差ルール（協定第2.6条）に該当する可能性があります。7ケタ目以降のHSコードを入力してください。

※国別譲許に該当する可能性がある場合、本欄で「不明」は選択できません。詳細は以下①～③のとおり。

①下記リンク先の付属書I付録の国別譲許一覧を参照し、仕向国に国別譲許が無い場合は、「不明」を選択することもできます。

②仕向国に国別譲許があり、国別譲許に当該製品のHSコード（6桁）と一致したHSコードが無い場合は、「不明」を選択することもできません。

③仕向国に国別譲許があり、国別譲許に当該製品のHSコード（6桁）と一致したHSコードがある場合は、「不明」を選択することができません。

輸入国にHSコードの7桁目以降を確認のうえ、HSコードを入力してください(中国、タイ、ベトナムは2桁、韓国、インドネシアは4桁で入力)。

付属書I付録

[国別譲許一覧](#)

HSコード（6桁）： 020110	<input checked="" type="radio"/> 不明 <input type="radio"/> 入力	HSコード2012（6桁）	<input type="text"/>
-------------------	--	---------------	----------------------

## ③付属書I付録の国別譲許一覧（HSコード2012年版）を確認のうえ、一覧に当該製品のHSコード（6桁）と一致したHSコードがある場合は、「入力」を選択するとともに、HS2012における7桁目以降のコードを入力

### ■税率差ルール（協定第2.6条）

※当該製品のHSコードは、税率差ルール（協定第2.6条）に該当する可能性があります。7ケタ目以降のHSコードを入力してください。

※国別譲許に該当する可能性がある場合、本欄で「不明」は選択できません。詳細は以下①～③のとおり。

①下記リンク先の付属書I付録の国別譲許一覧を参照し、仕向国に国別譲許が無い場合は、「不明」を選択することもできます。

②仕向国に国別譲許があり、国別譲許に当該製品のHSコード（6桁）と一致したHSコードが無い場合は、「不明」を選択することもできません。

③仕向国に国別譲許があり、国別譲許に当該製品のHSコード（6桁）と一致したHSコードがある場合は、「不明」を選択することができません。

輸入国にHSコードの7桁目以降を確認のうえ、HSコードを入力してください(中国、タイ、ベトナムは2桁、韓国、インドネシアは4桁で入力)。

付属書I付録

[国別譲許一覧](#)

HSコード（6桁）： 020110	<input type="radio"/> 不明 <input checked="" type="radio"/> 入力	HSコード2012（6桁）	<input type="text"/>
-------------------	--	---------------	----------------------

## <ご参考>

- ・2022.12.20 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定におけるHS2022に従った品目別規則の採択に伴う特定原産地証明書申請手続き等について（vol.2）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20221220rcep-zeritsusatokubetsurule.pdf>

- ・2022.10.18 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定におけるHS2022に従った品目別規則の採択に伴う特定原産地証明書申請手続き等について

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/202210rcephsiko.pdf>

- ・2022.12.16 2023年1月1日以降のRCEP協定第2.6条（税率差ルール）に関する原産地証明手続きについて（日本語・英語）（経済産業省）

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/rcepzeiritsusa.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/rcepzeiritsusa.html)

[<<<RCEP協定のHSコード移行に関するQ&A>>>](#)

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム：<https://www.jcci.or.jp/hs.html>